

## 平成26年度 第3回放課後子どもプラン検討協議会議事録

- 1 日 時 平成26年9月10日（水） 午後6時30分～8時20分
- 2 場 所 府中市役所北庁舎3階 第6会議室
- 3 出席者 府中市放課後子どもプラン検討協議会委員（近藤克浩、佐藤政利、佐藤明、川村英史、金子崇裕、玉木英夫、渡邊桂子）  
7名  
事務局（子ども家庭部児童青少年課 赤岩課長、放課後児童係 阿部係長、原田事務職員）3名  
計10名  
傍聴者 2名

### 4 内容

#### (1) あいさつ

（会長）

夏休みも終わり2週間経ち、子どもたちも落ち着いて学校生活を送っている頃だと思えます。また、ゲリラ豪雨など突然の災害もありますので、十分注意しなくてはならないと感じております。

それではこれより、平成26年度第3回府中市放課後子どもプラン検討協議会を始めさせていただきます、よろしくお願いいたします。

#### (2) 配布資料の確認

事務局より、配布資料の確認を行う。

#### (3) 傍聴について

事務局より傍聴の申し出があることを説明し、委員の了承を得る。

傍聴者入場。

#### (4) 議題

ア 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

（事務局）

資料1をご覧ください。前回の検討協議会でご説明いたしましたとおり、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正により、学童クラブ事業の対象児童が小学校3年生までから6年生まで

に拡大されたことにより、既存の府中市立学童クラブ条例を改正するものです。資料1は改正後の条例案と改正前の条例の新旧対照表となっております。

第1条（目的）に記載の「小学校低学年児童」を「小学校に就学している児童」に変更いたします。「小学校に就学している児童」となりますので、こちらで6年生まで対象という表記になります。第2条に変更はございません。第3条（事業）は、本事業が児童福祉法に記載する放課後児童健全育成事業である旨を明確にしたものです。第4条、第5条の内容に変更はありません。第6条（入会資格）は、小学校1学年～3学年の記載及び心身に障害を有する児童は4学年までの記載を、「小学校に就学していること」に改めました。また、全ての児童が小学校6年生まで入会できることとなったため、第2項にある「心身に障害を有する児童を6年生まで入会させることができる」との規定は削除しました。第7条～第10条までに内容の変更はありません。

続きまして、「府中市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」について、資料2と本日配布しました資料6をご覧ください。同じく、子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正により、学童クラブの設備及び運営について、省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとなったことから、新たに民間事業者の学童クラブ事業参入を想定した、設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するものです。資料2が条例（案）の全文になりますが、資料6に条例の主な内容を抜粋してございますのでこちらで説明させていただきます。

条例の中の主な基準でございますが、最低基準と放課後児童健全育成事業者の参酌すべき基準といたしまして、第4条、放課後児童健全育成事業を行う者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている場合は、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、放課後児童健全育成事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる、という内容を定めております。

続いて開所時間及び日数の参酌すべき基準といたしまして、第16条、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定めるものとする。小学校の授業の休業日は1日につき8時間以上、小学校の授業の休業日以外は1日につき3時間以上開所するよ

うに記載されております。開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定めるものとする。

次に、設備の基準についても参酌すべき基準となっております。第18条、放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画を設けるほか、規則で定めるところにより、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない、となっております。

続いて職員の基準ですが、こちらの基準のみ従うべき基準となっております。第19条、放課後児童健全育成事業者は、規則で定めるところにより、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。(1)保育士の資格を有する者(2)社会福祉士の資格を有する者(3)幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者(4)前3号に掲げる者のほか、規則で定める者、となっております。

その他参酌すべき基準といたしまして、非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規程、帳簿の整備、秘密保持等、苦情への対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応などとなっております。

職員の基準のみ、従うべき基準となっております。その他は市町村が参酌して定める基準となっておりますが、府中市の場合、省令に示された国の基準から大幅に変更されるべきものがなかったため、省令に示された参酌基準どおりの記載となっております。

現在、学童クラブ条例及び、設備及び運営に関する基準条例は、9月の市議会において審議中で、承認された場合、子ども・子育て支援法が施行される、平成27年4月1日からの実施を予定しています。

(会長)

こちらについて、本日欠席しております副会長より、メールにて質問が届いておりますので、事務局から代行でお願いいたします。

(事務局)

本日、副会長からご質問をいただいておりますので、代行でお読みいたします。まず最初に、「概ね小学校低学年から小学生全員へというような読み変えでよろしいでしょうか。」ということですが、小学校に就学している児

童という記載に変わっておりますので、対象は小学生全員という内容になっております。次の副会長からの質問といたしまして、「一点気になる点は、以前からあるものですが、入会資格の”心身に著しい障害”というのがありますが、基準は何でしょうか。今後も障害児は受け入れていただけるのでしょうか。」ということですが、障害児童も含めまして、小学校に就学している児童は全て入会の対象者となっており、障害を理由に入会できていないという児童は現時点ではおりません。続いて「資料2のところで”最低基準”という文言がありますが、具体的な数字は入れないのでしょうか。少なくとも定員や広さは国の推奨基準である1.65㎡や概ね40名のというものであることを明記するか、若しくは国や府中市の推奨基準に準じるとの明記が欲しい気がします。本日は参加できずに申し訳ありませんが、是非この辺りを議論いただければと思います。」というご質問をいただいております。具体的な1人当たりの面積1.65㎡や概ね支援の単位が40名ということが国の省令に記載されております。学童クラブ条例案には入っておりませんが、例えば設備の基準の方でも、「規則で定めるところにより」という記載がございまして、具体的なことは今後、規則で決めていく予定でございまして、条例には記載はございません。副会長からの質問は以上になります。

(会長)

事務局からの説明がどこに対しての質問だったのか少し分かりづらかったのですが、最後の質問の面積や定員については、資料2の18条の解釈の中だと思います。

小学生低学年から小学生全員という読み変えでよろしいでしょうか、という質問に対しては、資料1の第1条において小学校に就学している児童と記載されているので、読み変えても大丈夫ということでしたね。

(事務局)

副会長のご質問で、概ね40名という記載がないということですが、第19条の職員の従うべき基準において、放課後児童健全育成事業者は、規則で定めるところにより、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならないとなっており、具体的な数字につきましては、今後規則により入ってきます。ということで副会長のご質問は第19条に対してだと思われま。

(会長)

副会長からの質問に対する説明ということでしたが、よろしいでしょうか。そのほかにご質問等々ございますでしょうか。

質問、意見等なし

イ 子ども・子育て支援計画（案）について  
（事務局）

前回口頭でご説明させていただきした、学童クラブ事業の確保策ですが、資料3をご覧ください。資料3は、7月29日に開催された子ども・子育て審議会に計画（素案）として提出したものです。

小学生の放課後施策の方向性として、「学童クラブの利用を希望する児童のニーズを分析し、放課後子ども教室事業の事業内容の見直しを図りながら、両事業が連携して、ニーズに対応する供給量を確保します。」となっております。また、平成27～31年度までの重点的取組としては、「今後の学童クラブ入会希望者の需要を注視し、受入れ環境の整備を図るとともに、民間活力の導入を視野に入れつつ、放課後子ども教室事業とのさらなる連携又は一体的な運営を進めます。」となっております。

続きまして、年度別の供給体制確保方策ですが、既存の学童クラブと放課後子ども教室の両事業を併せて、ニーズを満たす供給体制が確保できる見込みであり、充足率は100%です。1～3年生及び、障害をお持ちの1～6年生までのお子さんについては、引き続き、希望者全員を学童クラブで受入れる予定です。

以上で説明を終わります。

（会長）

資料4の中で4年生以上については、放課後子ども教室事業との連携により対応します、というのが確保方策の方向性にありますが、具体的に4年生以上にはどのような方法でアピールし、取り入れていくのでしょうか。

（事務局）

4年生以上の具体的な受け入れ方策ですが、現在のところ高学年のニーズは850名程となっておりますが、これはおそらく4～6年生最大の人数であると思われます。現在学童クラブには3年生が400名強在籍しておりますので、事務局の想定としては、現在の3年生がそのまま来年も残るとというのが来年度の姿ではないかと考えております。ただし3年生も全員が残ることもないと思いますので、どの程度の人数が残りたいと希望する

のか、入会している保護者に希望を聞かせていただいて、そのニーズを拾った上でどのような確保策が有効であるか、検討していきたいと考えております。そのため現時点では具体的な確保策については、決まっておりません。

(会長)

今の3年生までの子どもたちの保護者は、今後4年生以上も学童クラブで受け入れるということをは何かの形で知るとは思いますが、今年の3月に学童クラブを卒所していった、今年から4年生の子どもたちやそれ以上の学年にもニーズがあるかもしれないので、今後保護者が知らなかった、ということがないように周知の方法を考えていただきたいと思います。

#### ウ 放課後子ども総合プランについて

(事務局)

資料4をご覧ください。こちらの資料は、都道府県担当者向けに8月11日に開催された、「放課後子ども総合プランに関する自治体担当者会議」の資料から抜粋したものです。この会議は、厚生労働省と文部科学省が合同で、都道府県の子育て担当部署並びに教育委員会に向け、従前の「放課後子どもプラン」を廃止し、新たに「放課後子ども総合プラン」が策定されたものです。

資料の最初には「放課後子どもプラン」の全体像が記載されています。1の趣旨・目的は、「共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める」というものです。

2の国全体の目標は、平成31年度末までに放課後児童クラブを、約30万人分を新たに整備する。全小学校区で放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施を目指す、というのが国の目標となっております。

具体的な推進方策として、1つ目が学校施設を徹底活用した実施促進。2つ目は一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施。3つ目は放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施。このように、具体的な推進方策を3つ掲げております。

1つ目の学校施設を徹底活用した実施促進を進めるための方策として、学校施設の活用にあたっての責任体制の明確化、余裕教室の徹底活用等に向けた検討、放課後等における学校施設の一時的な利用の促進等が挙げられてい

ます。

2つ目の一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施について、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小中学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるものの実施を促進するとしています。

3つ目の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施では、放課後児童クラブ及び放課後子供教室が小中学校外で実施する場合も両事業を連携して実施することと記載されており、学童クラブが学校施設外に設置されている場合でも、両事業を連携して実施していくことを求めた内容となっています。

続いて、「放課後子ども総合プラン」の概要ですが、今後の市町村の取り組みとして、3の事業計画において、市町村及び都道府県は、次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に則し、市町村行動計画及び都道府県行動計画に以下を盛り込むと記載されています。市町村で盛り込むべき内容として、放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量、放課後子供教室の平成31年度までの整備計画、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策、小学校の余裕教室等の活用に関する具体的な方策、教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策等と記載されています。具体的な方策とはどのような内容なのか、今後国から示されることになっています。

4の市町村の体制、役割等といたしまして、「運営委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局が連携を深め、学校施設の使用計画・活用状況等について十分に協議を行うとともに、両者が責任を持つ仕組みとなるよう、適切な体制づくりに努めるということが示されています。

続きまして、7の総合教育会議の活用による総合的な放課後対策の検討を説明いたします。平成27年4月からの新たな教育委員会制度において、全ての地方公共団体に設けられる、首長と教育委員会を構成員とする総合教育会議での協議事項の1つとして、教育委員会と福祉部局と連携した総合的な放課後対策について取り上げることも想定するとなっております。そして総合教育会議を活用し、首長と教育委員会が、総合的な放課後対策の在り方について十分協議し、学校施設の積極的な活用や、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施の促進を図っていくことも重要である、と記載されています。

この「放課後子ども総合プラン」に関しては、先週、国から各市町村に説明がなされたばかりであり、府中市の今後の取り組みや体制、方策等は、現

時点では未定です。皆様のご意見を伺いながら、新たな「放課後子ども総合プラン」への取り組みを進めていきたいと考えておりますが、昨年来、府中市放課後子どもプラン検討協議会で議論していただいた方向性と、国も同じものを目指しているのかなという印象を受けております。

続きまして、資料5をご覧ください。国の考えております、放課後子ども教室と学童クラブの、「一体的」又は「連携」とはどのようなものかが、例示として示されており、その中で一体型が、4つに分類されています。

1つ目は、両事業が、学校の余裕教室等を利用している場合で、次ページ以降に自治体の例が記載されています。1の例としては世田谷区の事例が挙げられています。

2つ目は、放課後子ども教室が、学校の特別教室などを放課後一時的に利用し、学童クラブも学校の余裕教室等に設置されている場合です。2つめの例として、大阪府の茨木市、愛知県の東海市、山口県の周南市の事例が挙げられています。

3つ目は、放課後子供教室は、特別教室や図書室等を一時的に利用して共通のプログラムを実施し、学童クラブは学校敷地内の専用施設を使用している場合がございます。3つめの例としては秋田県の北秋田市、富山県立山町の事例が挙げられています。府中市もこの類型に該当すると考えられます。

4つ目は、学校敷地内の専用施設に、学童クラブと放課後子供教室が、それぞれ専用の部屋を確保して実施している場合です。4つめの例として、東京都中野区の事例が挙げられています。

最後に、学童クラブが学校敷地外に設置されている場合の連携事例として、北海道札幌市の事例が挙げられています。

以上、現時点では情報提供のみとなりますが、今後の府中市の取り組んでいく方向性、または推進体制等について、各団体の皆様からのご意見を賜りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(会長)

こちらについて、事務局から説明がありましたとおり、先週、国からの説明があっただけという事で、これからこの新しい「放課後総合プラン」に沿った形で府中市も放課後対策を進めていくことになろうかと思えます。

今後の検討の方向性として、皆様に忌憚ないご意見をいただきたいことですので、順番にご発言いただければと思います。よろしく願いいたします。



(委員)

現時点では特に支障はないと思いますので、モデルケース3の形で進めていくのが良いのではないのでしょうか。

(会長)

話にあったとおり、モデルケース3が府中市のやり方に近いと私自身も思いました。モデルケース1や2では余裕教室を活用するとなっており、府中市ではなかなか難しい状況にあると思います。昨年度から会議を続けておりますが、国から示された方向と似た内容を議論できており、私たちの会議も良い方向に向かっていると感じました。

(委員)

大半の小学校の敷地内に学童クラブがありますが、若干の学校では敷地外に学童クラブがあり、その点が気になります。国がこうした方向性を示してきたということは、新しく仕切りなおしになるのかなと思います。

また、各小学校の人による温度差という問題も出てきますので、配慮に時間がかかるのではないのでしょうか。小学校ごとに規模も違いますし、意外にも地域性が表れるため、全ての子どもたちに同じような対応ができるような配慮が必要だと思います。また、国が学童クラブを6年生まで受け入れるといっても、いくつかのモデルケースを挙げていき、府中として独自の視点で捉えていっても良いのかなと思います。

(委員)

学童クラブの経験がないので分からないのですが、学童クラブでは勉強や遊びもすべてやっているのですか。

(事務局)

宿題などは子どもたちも自由にやっておりますが、あくまで自主的にやっているだけで、勉強の時間があるわけではありません。

(会長)

けやきッズはNPO法人が運営をしておりますが、その中でも率先して勉強を見たり宿題に力を入れているというところもありますし、逆に見守りに徹しているところもあり、委員もおっしゃっていたとおり市内に温度差を感じます。学童クラブは集団生活をしておりますので、みんなで遊ぶなど集団での行動が基本ですが、中には特別な取り組みをしているところも

なくはないと感じております。

(委員)

私も府中市はモデルケース3に近いと感じました。そこで事務局に質問ですが、以前いただいた資料の中に、学校敷地内に学童クラブがない学校で学校施設等の利用という文言がありましたが、それはどういったことを指すのでしょうか。モデルケース3では、学校敷地内の専用施設となっているので、敷地外にある学童クラブではどこがメインの活動場所となっているのか教えていただきたいと思います。小学校と学童クラブの距離が一番離れているのは南白糸台小学校だと記憶しておりますが、その現状が分かればモデルケース3を考える際に分かりやすくなると思います。

(事務局)

現在小学校の敷地外に学童クラブがあるのは第四学童クラブ、第六学童クラブ、若松学童クラブ、南白糸台学童クラブの4つです。南白糸台学童クラブ以外は道を隔てた場所にあるのですが、南白糸台学童クラブは、委員もおっしゃったように、小学校から徒歩10分程度の完全に別の敷地にあります。小学校の校庭に行く際には、1年生から3年生まで全員が揃ってから校庭に行くことになり、制約があるということは感じております。しかし、ほかの学童クラブと違って南白糸台学童クラブは中庭が広いので、そこで様々な活動が可能です。今後の連携の上では、小学校の敷地内に学童クラブがあるところと同じようにできるか、という問題もあるので検討課題と捉えています。

(委員)

道を隔てた学童クラブと小学校敷地内の学童クラブでは、多少なりともリスクの違いが出てくると思います。行政としては今後、小学校の敷地外にある学童クラブを敷地内に取り込むという考えはあるのでしょうか。

(事務局)

現時点での方向性は決まっておりませんので、こういった方向性で進めていくべきかを皆様のご意見を参考にして決めさせていただきたいと考えております。

ただし、公共施設マネジメントという新たに施設を増やさない考え方が府中市にはありますので、新たに小学校の敷地内に学童クラブを造ることは考えておりません。そのため、小学校の敷地内に学童クラブ専用の場所

を設けるとするなら、学校の既存の施設を活用させていただくことになり  
ます。

(委員)

思い切って既存の施設を売却し、資金をつくるという考え方もあってよ  
いのではないのでしょうか。また、モデルケースが示されているのであれば、  
府中市内22校全てを同じ環境にして子どもたちを見たほうが学校側の理  
解も得やすいと思います。

(事務局)

いずれ年月が経てば学校の建て替えも生じてくると思います。また、人  
口増もあり、建物の効率的な使用が求められております。今後、学校の施設  
を見直す際には、私たちも話の中に入れてもらい、学校全体で考える機会を  
もたせていただこうと思います。学童クラブの施設に関しても、午前中は使  
用できるのではないかな等を検討していき、公共施設マネジメントの有効活用  
の視点から考えていこうと思います。

(会長)

教育委員会と担当部署が協議し、放課後子ども総合プランを進めていく  
という話がありましたが、学校施設を使用するにあたり、どこかに責任は校  
長先生をはじめ学校側にあるという認識が生まれてしまいがちではありま  
す。そこについては今後、児童青少年課と教育委員会がよく話し合っていく  
必要があります。管轄が違うということは、子どもたちには全く関係のない  
ことなので、各部署で横の連携を取り、モデルケースのような子どもたちが  
安全に過ごせる場所作りをお願いしたいと思います。

(委員)

校長先生だけに全責任を負わせることのないように、行政と学校がうまく  
連携を取る必要性は本当に感じています。そしてその連携をとるためには  
どうするか、というのが一番大事な問題になってきます。けやきッズスタッ  
フや行政側、地域の方、学校側が円滑にものごとを進めていくためには少し  
時間がかかると思いますし、子どもたちの為を考えた場合、様々な方を巻き  
込んでいかないとそれは実現できません。国から示された「一体型」には大  
賛成ですが、府中市で実施するには、まだリスクがあるように感じられます。

(委員)

ひとつ確認したいのですが、資料にある放課後児童クラブと府中市で言う学童クラブは同じものを指しているのでしょうか。

(事務局)

同じものを指しております。

(委員)

府中市の学童クラブとけやきッズでは、まず金銭的に異なります。学童クラブにおいては、保護者が月額の子育て料を負担した上で預かりを行っており、けやきッズにおいては、年間の保険代を払うだけで、金額的な負担がだいぶ異なります。その中で、国の示した「一体型」が本気でできると思っているのか、さらにモデルケース全てに記載されている、共通のプログラムについても、果たして実施することができるのか、ということに疑問に思いました。今までの府中市放課後子どもプラン会議において話し合ってきましたが、学童クラブとけやきッズを一緒にすることは無理ではないか、ということになっていたと思います。その中で、よくぞこの資料で「一体型」や共通のプログラムを謳っているなど感じました。

目黒区や世田谷区のモデルケースでは、余裕教室を活用しているようですが、府中市では現在、余裕教室というものが考えられません。若松小学校は特に敷地が狭く、もちろん学童を小学校の敷地内に造ることはできません。また、学童クラブは新小金井街道を挟んで反対側にあり、校庭に行く際には学童クラブの指導員が子どもたちを引率していくというのが現状ですが、その学童クラブの老朽化や人口増加など、起こりうる問題に対し、府中市は建て替えるという発想がないと見受けられます。

学童クラブとけやきッズの連携はできると思いますが、共通のプログラムはできないと思っています。その中でも学校とけやきッズの連携を強く持ち、設備や内容の充実を図ることによって、学童クラブの人数的な補助を行うことが良いと感じています。

(事務局)

「一体型」と「一体化」について、国は微妙に使い分けており、「一体化」の例として渋谷区が挙げられます。渋谷区には学童クラブがなく、放課後子ども教室の中に学童クラブの機能をもたせており、これを完全な「一体化」と国は提示しています。それに対し「一体型」は、学童クラブと放課後子ども教室がそれぞれ独立してあり、共通のプログラムにどちらも参加できるというルールがあるものを「一体型」と国は示しております。府中市では現在、

けやきッズのイベントに学童クラブの児童も参加できる状態にありますので、これが共通のプログラムに当たると解釈され、「一体型」であると考えられます。モデルケースの例を見ていただきますと、放課後子ども教室が週に1日だけの開催であっても、共通のプログラムを実施していれば「一体型」に定義されるようです。

「放課後子ども総合プラン」の中で国は、学童クラブについて基準を整備し、その上で全国1万ヶ所以上の「一体型」放課後子ども教室を作ることを目指しております。学童クラブの児童も体験できる多様なプログラムを放課後子ども教室で実施し、全ての子どもたちの居場所を提供するというのが国の考えている「放課後子ども総合プラン」の内容になっております。

#### (事務局)

先ほど、公共施設マネジメントの考えで、原則、施設が増えることはないと申しましたが、当然ながら児童数が増えて既存の施設に入りきらなくなった場合は、仮設で対応するという考え方があります。学童クラブは平成元年に造られたところもあり、劣化には注意をして対応していきたいと考えております。

また、学童クラブについて条例上は、6年生まで学童クラブの入会資格を得るとなっておりますが、どの程度の児童が入会できるかは今後、つめていく必要があると捉えております。また、放課後子ども教室についても、学童クラブに入会できなかった児童の受け皿として、学童クラブとの連携をしていく必要があると思っております。しかし連携策を考えていく中で、1～6年生が一緒にできることとできないことがあり、今後、放課後子ども教室の充実を図っていく中で、高学年にも魅力的なプログラムを実施するよう、NPO法人の方にも研究していただきたいと考えております。

#### (委員)

安全管理上の問題が特に課題になってくると感じています。例えば、保険に入っていないけやきッズの児童が学校の備品を破損させることや、校庭で転んで怪我をした児童などについて、学校の管理化ではないから関係ないとは言えません。また、職員も常に気を張っていて、授業や学校行事との兼ね合いから、施設を自由に使わせることは、非常に難しいのが現状です。

先ほどから話のある共通のプログラムについて、今でも年に数回は学童クラブとけやきッズが合同でイベントを行っており、様々な体験をさせること

は非常に良いと思いますが、やはり安全管理上の問題がありますので、調整を重ねていく必要があると感じます。

(会長)

学童クラブについては、更なる充実を図っていただき、放課後子ども教室は、様々な方面の方と協力をし合い、今後の進め方について協議して欲しいと思います。また、様々なモデルケースがありますが、これを参考に府中市は府中市として、さらには学校は学校として、独自のスタイルを作っていくことも良いのかなと感じました。

{5} その他

(会長)

最後に事務局から連絡事項をお願いいたします。

(事務局)

次回につきまして、まだ日程を調整中です。時期については、11月末から12月頃を予定しております。日程が決定次第、皆様に通知いたします。

(会長)

本日は長時間に渡り、また、たくさんの貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。それではこれを持ちまして、平成26年度第3回放課後子どもプラン検討協議会を閉会とさせていただきます。